

労働空間としての後宮—医疾令女医条をてがかりに—

野 田 有紀子

はじめに

日本古代には隋唐からさまざまな法律や制度が将来された。このうち後宮制度については、唐「内外命婦職員令」に対する「後宮官員令（大宝令）」「後宮職員令（養老令）」が制定され、唐後宮の六尚に対応する十二司が設けられた。後宮制度も他の諸制度と同様、日本の実情に合わせた改編や機能面の相違点が少なからずあったことが推定される。ただし後宮内労働者である「宮人」の機能や位置づけについては、唐代後宮の史料上の制約が大きいこともあり、これまで日唐比較研究の対象になることは少なかった。

そこで筆者はまず礼秩序の観点から、日唐後宮宮人の機能と位置づけを比較した^①。唐代における宮人は、『大唐開元礼』や『大唐元陵儀注』^②に描かれた礼秩序の下では専ら皇后に奉仕すべき存在であった。ただし実際上は日常的に皇帝に近侍し、その私的所有物として強く隷属し、皇帝儀礼にも従事した。すなわち唐代後宮空間において宮人は、皇帝と皇后双方の支配を受けた二面性をもった存在であった。これに対し日本古代では奈良時代末期まで皇后以下は天皇と別所に居所を構えており、閤門内は天皇と宮人のみの空間であった。さらに古代日本では中国の礼制が継受されなかったため、礼に描かれた「宮人は皇后に奉仕する」という理念も受け継がれ

なかった。その結果、宮人は日常的にも儀礼の場でも天皇身边にあって、天皇のみに奉仕する存在であった。

さてこうした宮人は後宮内の日常的なさまざまな労役にも従事していたが、近年、天聖令の発見により、後宮内の女性労働者に関する唐令条文が復原された。これにより女医や縫作者など唐後宮内労役制度の一端が明らかになったのみならず、日本令での改編が明確になった。

諸女医、取官戸婢年二十以上三十以下、無夫及無男女、性識慧了者五十人。別所安置、内給事四人、並監門守当。医博士教以安胎產難及瘡腫・傷折・鍼灸之法、皆按文口授。每季女医之内業成者試之。年終医監、正試。限五年成。
(復原唐医疾令16条)

諸犯罪配没、有技能者、各随其所能配諸司。其婦人、与内侍省相知、簡能縫作巧者、配掖庭局。自外無技能者、並配司農寺。

(復原唐雜令54条)

そこで本発表ではまず第一章で、唐医疾令女医条での女医採用条件のうち、日本令で継受された「取官戸婢」と、削除された「無夫及無男女」について、その背景となった日唐後宮内女性労働者の出身身分と待遇の違いを比較する。さらに第二章で後宮内女性労働者の労働空間を考察する。そして最後に労働空間としての後宮の違いをもたらした要因について検討したい。

第一章 後宮内女性労働者の出身身分と待遇

―医疾令女医条をめぐる―

(1) 「取官戸婢」―出身身分について―

唐令医疾令において女医は、「官戸婢」（賤民のうち官戸と官婢）から採用すると規定されていた⁽³⁾。この条件について日本医疾令は、唐令をそのまま継受したことが判明した。

女医取官戸婢年十五以上、廿五以下、性識慧了者卅人。別所安置。

謂、内薬司側、造別院安寓。教以安胎産難、及創腫傷折、針灸之法、皆案文口授。 謂、女

方經、唯習手治、故博士於其所習、案方經以口授也、案唐令、博士教之。今於此令、雖、每月医

文不言、而博士教授、但按摩針灸等、其業各異、須色博士各教授、即試界令当色試、

博士試、年終内薬司試、限七季成。〔合義解〕逸文医疾令女医条）
ただし日唐の後宮内女性労働者の構成が大きく異なっていたため、この採用条件はそれぞれ別の意味を有したのである。

《唐代後宮内女性労働者の身分について》

唐代後宮には宋氏五姉妹のように文才によって特に選ばれて入宮した者もいたが、そうした例はきわめて稀で、本人もしくは親族の罪科により没入された者が多かった⁽⁴⁾。復原唐雜令54条のごとく没入された婦人のうち縫製の才のある者は掖庭局に、そうでない者は司農寺に配置された。掖庭局とは内侍省に所属し宦官が任じられ、「女工之事」⁽⁷⁾を掌る官司である。一般裕妻崔氏、音声人鄭羽客・王燕客、婢微娘・紅子等九人配入掖庭⁽⁸⁾。馬氏・小男道本・女汴娘配於掖庭⁽⁸⁾。「師道妻魏氏及小男並配掖庭」⁽⁸⁾のように罪人の妻や幼い息子・娘、婢らが配入され、唐代中の没官者は数万名にものぼるといわれる⁽⁹⁾。

すなわち唐代後宮に居住する宮人の多くは賤民身分であったため、後宮

内で医療行為を行う女医が賤民から採用されるのもそれに準じた規定であったといえる⁽¹⁰⁾。

《日本後宮内女性労働者の身分について》

養老医疾令女医条で女医は、唐令と同様、「官戸婢」から採用するとされた。これについては従来、古代日本において出産は「穢れ」と認識されていたため賤民を用いた、とする見解も存在した⁽¹¹⁾。しかし天聖令の発見により、医疾令の他条文と同じく⁽¹²⁾、当条は唐令をほぼそのまま継受したのであり、日本古代の穢れ意識とは直接関係ないことが明らかとなった。

ただし女医を賤民から採ることは日本後宮では極めて例外的な規定であった。唐後宮と異なり日本後宮宮人は、上層部を女王および藤原氏など有力官人と密接な関係を有する女性が、その下の層を地方豪族出身の采女と中央氏族出身の氏女が占めていた⁽¹³⁾。たとえば推古天皇の後宮には「後宮有女六七百人」⁽¹⁴⁾がいたが、天皇身边には「是乃近侍諸女王及采女等悉知之⁽¹⁵⁾。……近習者栗下女王為首、女孺鮪女等八人、并数十人侍於天皇之側」⁽¹⁵⁾のごとく女王以下数十名が仕えていた。天皇に近侍することで宮人の地位は重視され、令制当初にも百官が宮人に請託することが戒められている⁽¹⁶⁾。天平期になると有力貴族たる藤原氏一族やその室が、尚藏・尚侍など高位の女官に任じられるようになり、尚藏兼尚侍藤原宇比良古（房前女、仲麻呂室）、尚藏兼尚侍阿倍古美奈（稗虫女、藤原良繼室）⁽¹⁷⁾などがある。

宮人下層部のうち、采女については後宮職員令に規定されているように、郡単位で貢進され、郡司（大領・少領）の姉妹または女から選ばれた。

凡諸氏氏別貢女、皆限年卅以下、十三以上。雖非氏名、欲自進仕者聽。
謂、氏別貢一人之、外、別欲進仕也。 其貢采女者、郡少領以上姉妹及女、形容端正者。皆申

中務省奏聞。

〔合義解〕後宮職員令18氏女采女条）
采女は大化前代から国造・県主などの地方首長が代々貢進していたもの

で、大化改新詔で成文化され、大宝令で整った。律令制下で郡は兵衛もしくは采女を貢する規定であったため（軍防令38兵衛条、貢進された采女は総勢二二〇〜一三〇名ほどとなり、さらに天平一四年（七四二）以後はすべての郡から采女を貢進させた¹⁸）。こうして貢進された采女のうち、「采女」としては水司に六人、膳司に六〇人が置かれたが（後宮職員令）、その他の采女・氏女は後宮諸司の「女孺」に採用され、残りは縫司に配属された²⁰。

さて日本後宮には以上のような出身身分が高い宮人の下に、雑用に従事する下級女性労働者も存在していたと考えられる。紅葉山文庫本『令義解』賦役令仕丁条に「師云、十二女司驅使丁耳」との傍書があり、『延喜式』の規定からは後宮諸司に「女丁」が配属されていたことが推測される。女丁とは仕女ともいい、男性の仕丁に対し、「其女丁者、大国四人、上国三人、中国二人、下国一人」（賦役令38仕丁条）の割合で諸国から貢進され、諸司に分配された女性労働者である。大膳寮式下には「右從十一月一日迄來年十月卅日供御料。女孺率女丁向内膳司、与司料理日別供之。」のごとく女孺が女丁を率いて内膳司に向向き、内膳司とともに料理するとある。また内膳寮式にも「生薑四石五斗、料塩一石四斗二升、汁糟四石二斗。柏卅五把、杷厘口料、匏二柄、汲汁扱薑女孺單五十人、女丁十二人半給間食。八別日右年料請内侍司漬造。」「年料……暴布九端二丈九尺、一丈八尺、一丈八尺、各長六尺。一丈八尺仕女四人禰料、各長四尺五寸、各長六尺。」と見える。女丁は後宮内でも女孺の下で労役に従っていたと考えられる。

このほか諸国から貢進された女性労働者に「膂力婦女」がいる。日本古代においては肉体的に優れた素質や能力のある男性が珍重され、相撲人や膂力者（大力の持ち主）が諸国から中央へ貢進された²³。諸国から肉体的に優れた人材を競って求める潮流のなか、女性の強力者「力婦」「膂力婦女」も諸国からの貢進が制度化され、天平七年には「諸国所貢力婦、自今以後、准仕丁例免其房徭、并給田二町以充養物」とされた²⁴。膂力婦女は「凡地六

町、左京北辺三坊一町、右京北四町賜内侍司東豎子・女孺・膂力婦」（『延喜式』縫殿寮式）のごとく縫殿寮の管理のもと内侍司に配属され、後宮内の力役に従事したと思われる。女孺とともに京内の地を賜っており、女丁よりも高い、采女・氏女に準じた格付けがなされていたのだろう。

後宮内女性労働者は上記の良民各層から構成されたが、女医条によれば官戸婢出身の女医も後宮内で労役したことが推測される。女医の教育にあたる男性教官「女医博士」が養老六年（七二二）に置かれ、平城京長屋王邸跡からは竹野王子（竹野女王、長屋王姉妹）に仕えた女医に米を支給すると記した木簡が出土しており、律令期における女医の実在が確認できる²⁸。

「竹野王子女医二口／一升半受真木女」

「女医一口米二升受□□／十四日君万呂」

すなわち日本古代の後宮内女性労働者は、宮人上層部は女王や有力貴族出身者、下層部は地方豪族出身の采女と中央氏族出身の氏女から構成され、その下に諸国から貢進された膂力婦女や女丁が配属され、さらに最下層として賤民出身の女医が置かれた。すなわち日本後宮内女性労働者は極めて広い範囲の階層出身者から構成されていたといえるだろう。

（２）「無夫及無男女」——労働待遇について——

唐医疾令女医条では「無夫及無男女」、すなわち夫や子のないことが女医採用の条件にあげられていた。一方、日本ではこの条件は削除されている。これは日唐後宮内女性労働者の待遇の違いによるものと考えられる。

《唐代後宮内女性労働者の労働待遇》

唐医疾令女医条に女医採用条件として「無夫及無男女」があげられたのは、宮人と同様、女医も生涯にわたって後宮で使役されたため、と指摘されている。²⁹⁾ 前節で述べたように唐代宮人の多くは罪により配入された賤民であったため、後宮での待遇は概して恵まれたものではなかった。後宮内で宮人は、打球、釣り、競渡、ゲームなどさまざまな娯楽活動も行った³⁰⁾が、後宮から自由に外出することは許されなかった。景龍四年（七一〇）正月上元日に宮女数千人を看燈させたところ、その多くが逃亡して戻ってこなかった。

丙寅上元夜、帝与皇后微行觀燈、因幸中書令蕭至忠之第。是夜、放宮女数千人看燈、因此多有亡逸者。³¹⁾（『旧唐書』卷七・中宗本紀）

また中唐の王建「宮詞一百首」³²⁾（『全唐詩』卷三〇二）によれば、宮人が外出できる日として、二月一日の中和節、花見、上巳日があったが、それ以外は後宮に閉じ込められていたため、掃除夫に金をやって外の様子を尋ねたという。

宮人早起笑相呼、不識階前掃地夫。

乞与金錢争借問、外頭還似此間無。³³⁾（王建「宮詞一百首」第六九首）

唐代宮人は数万名にもものぼったため、しばしば国費節約、仁政を顯す、水旱に備えるなどの理由で解放された。³⁴⁾ この際も「宜出宮女千人、五坊鷹犬量須減放」³⁵⁾「文宗以早放繫囚、出宮人劉好奴等五百余人、送兩街寺觀、任歸親戚」のごとく鷹犬や繫囚と同様に見なされた。解放された宮人は寺院や道観に送られ、実家や親族のある者には引きとらせたが、そのまま出家入道する者も多かった。³⁶⁾ 功臣・戦功者・異民族に賜られることもあったが、その場合も、「拜右武侯將軍、徙封息国公、賜以宮人・綵物千余段」³⁷⁾「每戦必单騎先鋒陷陣、前後賜以宮女・馬牛・黃金・雜綵、不可勝数」のように馬牛や黄金と同様の扱いであった。

また皇帝が崩じると一部の宮人はその陵側に移され、生前と同様に奉仕

させられた。白居易「陵园妾」³⁸⁾（『全唐詩』卷四二七）や杜牧「奉陵宮人」³⁹⁾（『全唐詩』卷五二一）が知られている。

宮人のほとんどは後宮内で一生を終えたと思われるが、その埋葬地は「宮人斜」と呼ばれた。中唐以降盛んに詩の題材とされ、寂しさ哀れさが詠われている。⁴⁰⁾

秋草宮人斜裡墓、宮人誰送葬來時。

千千万万皆如此、家在辺城亦不知。

（張籍「宿山祠」、『全唐詩』卷三八六）

未央牆西青草路、宮人斜裏紅妝墓。

一辺載出一辺來、更衣不減尋常數。⁴¹⁾（王建「宮人斜」、同卷三〇一）

宮人墓誌百点余を分析した愛宕氏は、ほとんどが姓氏・諱・本貫など出自を明らかにする具体的な記載を欠くこと、同一内容のものが多く予め数種類の文例集が用意されていたと思われること、日数などから見て喪葬儀礼が簡略すぎることを指摘された。死亡日時が近い宮人は同じ墓誌に記され、同じ穴に埋葬されることまであったという。「掖庭宮に住する多数の宮人が人格を持つ個とは見なされておらず、無人格の存在として扱われていたことを示す。やはり官賤民として掖庭宮に没入されたのであれば、当然のこと」とされる。⁴²⁾

以上のように唐代宮人は生涯後宮内に拘束され、自由に出入することを許されなかった。国費節約等のために解放され寺観に送られ、功臣などに賜られることもあったが、その際も鷹犬・繫囚や馬牛・黄金と同様に扱われている。ほとんどは後宮内で一生を終えるが、埋葬時も粗雑な扱いを受けた。中唐以降、実際の宮人を取材した詩にも「幽閉された哀れな存在」として描かれており、これが宮人に対する当時の一般的な認識であったの

だろう。

《日本後宮内女性労働者の労働待遇》

日本医疾令では女医採用条件から「無夫及無男女」の一文が削除された。これは日本後宮では女性労働者が生涯拘束・使役されることがなかったかと思われる。

(一)で述べたように、後宮労働者のうち宮人上層部を占めていたのは、女王および藤原氏など有力官人と密接な関係を有する女性であったが、彼女たちは夫や子を持つ者が少なくなかった。たとえば内命婦県大養橋三千代は美努王および藤原不比等の室で、葛城王および光明皇后の母である。ほか尚蔵兼尚侍藤原宇比良古は仲麻呂室、尚蔵兼尚侍阿倍古美奈は藤原良継室、尚侍藤原百能は豊成室、尚掃藤原諸姉は百川室で旅子の母、内命婦石川邑婆は大伴安麻呂室で坂上郎女の母であった。

宮人下層部のうち采女については、大同二年(八〇七)十一月に「停諸国貢采女。唯択留其年老有勞者卅二人、任旧終身。」(『類聚国史』巻四〇・采女)と見え、これ以前にも任期は基本的に終身だったと思われる。ただしさまざまな理由で故郷に帰される例が少なくなかった。たとえば大同二年五月に病氣により帰郷した出雲采女勝部公真上には稲五〇〇束を賜った(『類聚国史』巻四〇・采女)。養老六年(七二二)には陸奥国叛乱により辺境の負担を減免する措置の一環として兵衛らとともに故郷へ放還されている。また『万葉集』巻一六によれば、葛城王が陸奥国を訪れた際、「前采女」が「安積香山 影副所見 山井之 浅心乎 吾念莫国(安積山影さへ見ゆる山の井の浅き心を吾が思はなくに)」と詠んだといひ、采女を退いた女性が故郷に帰っていたらしい。さらに天平一二年(七四〇)には大赦の一環として、流人のうち出雲国大原郡出身の采女勝部鳥女が本郷に還された。

さらに采女を出すことが特権と見なされるようになると、采女を貢進する家が世襲化し、老いた場合は同姓の姪に采女の資格を譲るようになった。

た。采女は天皇の寵愛を受け皇子女を産むこともあったが、臣下との結婚の場合は男が罰せられた。

なお同じく宮人下層部を占め中央氏族から貢進された氏女は天武朝に開始された制度とされるが、当初は「詔公卿大夫及諸臣連并伴造等曰、……又婦女者、無間有夫無夫及長幼、欲進仕者聽矣」のごとく夫の有無に関係なく宮仕えを許された。氏女制度は後宮職員令に規定されるが奈良時代に中絶し、大同元年に復活した際には氏女は夫の無い者に限られ、貢進後に結婚した場合は替わりを貢じよとある。

以上の宮人は夫や子供がいる者のほか、采女や氏女も結婚できる状況にあることから、後宮内に常住していたわけではないことが推測される。時代は下るが『延喜式』彈正台式によれば、「凡娶宮人為妻妾者、容隠私舍不肯出仕者、依法科罪。」とあり、宮人との結婚自体は禁止されておらず、出仕させないことが罪に問われている。律令期から宮人は後宮に常住したのではなく、私邸もしくは官舎から出仕していたと考えられる。『延喜式』縫殿寮式に「凡地六町、左京北辺三坊一町、右京北辺二坊三町、一条二坊二町四町賜内侍司東賢子・女孺・贅力婦、二町賜寮女孺已下」、采女司式に「凡采女卅七人賜近宮城地」と見える。縫殿寮式の地は縫殿寮厨町もしくは所領とする見解もあるが、こうした地に居住していた可能性も考えられなくはないだろう。

また女丁については、仕丁と同様、三年一替で帰郷したものと考えられる。

本章では唐医疾令女医条に採用条件としてあげられ、日本令で継受した「取官戸婢」と削除した「無夫及無男女」について、その背景となった日唐後宮内女性労働者の出身身分と待遇について考察した。唐代後宮宮人の多くが没入された賤民で、生涯後宮内に拘束された。これに対し日本後宮の女性労働者は極めて幅広い範囲の階層出身者から構成され、夫や子を持ちながら出仕する者もあり、老病や交替により帰郷でき、後宮内に常住し

ていなかっただ可能性も高い。一言でいえば唐代後宮宮人の出身身分および待遇が極めて閉鎖的だったのに比べ、日本後宮内女性労働者は出身身分も待遇もかなり開放的な環境に置かれていたといえるだろう。

第二章 労働空間としての後宮

(1) 唐代宮人の労働空間

唐代において「宮人」とは皇帝や皇后に奉仕する女性のうち、内命婦（妃・六儀・美人・才人といった皇帝の妾妻）をのぞく、宮官および非職掌者を称した。宮人は後宮のほか皇子邸・皇孫邸にも居住していたようだが、「玄宗幸忠王（のちの肅宗）邸、見王服御蕭然、傍無媵侍、命將軍高力士選掖庭宮人以賜之」とあるように皇帝から特に賜ったものと思われる。これらの宮人はときには皇帝・皇后の行幸啓に従い、皇帝・皇后の命で外部女性のもとに使者として派遣され、また皇帝の死後はその陵側で生前と同様に奉仕させられることもあったが（前章）、基本的に皇帝・皇后の身边が労働空間の範囲であったと考えられる。

(2) 日本宮人の労働空間

日本では宮人とは、律令期には「宮人、謂、婦人仕官者之惣号也。職員」（『令義解』後宮職員令）のごとく女性仕官者の総称とされ、考叙の対象になる者を指していた。一方、諸国から貢進された女丁は後宮諸司に配属されていても、宮人とは区別されている。

また宮人は後宮・東宮といった宮内での奉仕が基本であったが、宮外で

の労役に従事する宮人も少なからず存在した。貢進された采女と氏女は後宮諸司の采女・女孺として分配され、残りは縫司に縫女として置かれたが（前章（1））、さらに後宮外の諸司にも配置された。たとえば大蔵省縫部司に配置された「宮人」は幄幔の縫作にあたっていたが、大同三年（八〇八）に中務省縫殿寮に併合されたため、大蔵省解により弘仁二年（八二一）に宮人三〇人が大蔵省に再分配された。

太政官符

宮人卅人

右得大蔵省解得、此宮人元配縫部司、即此省所管也。承前以此宮人、縫作幄幔。而依去大同三年正月廿日詔書、廢縫部司、併縫殿寮。自爾以降、無人縫造、因此幄幔等物破損不少。望請、依旧修縫者。大納言正三位坂上大宿禰田村麿宣、奉勅、割縫殿寮、配大蔵省。

弘仁二年二月十日

（『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事）

營繕令9須女功条義解には「女功」を用いる本司は縫部司とされており、「女功」に宮人をあてたと考えられる。なお唐令では諸司の戸奴婢を用いる規定であった。

凡在京營造雜作物、必須女功者、皆令本司造。謂、謂者、言也。成也。言作多人少、事不可成。若作多、及軍事所用、量謂不濟者、

謂、謂者、言也。成也。言作多人少、事不可成。申太政官、濟者、更役京内婦女、其役京内婦女、不須給功直也。

役京内婦女。

（『令義解』營繕令9須女功条）

延喜式段階でも「大蔵縫女廿六人、塩七升八合。」（大膳寮式下）、「大蔵縫女卅人。」惣日（大炊寮式）と見える。また織部司式にも「凡宮人三人、給考禄、不給衣粮。」とあるが、これも大蔵縫女を用いたものである。

なお『正倉院文書』天平一七年（七四五）八月一七日内匠寮解（『大日本古文書』卷二）には「内匠寮解 申請糧米事」として「宮人參人……」

宮人三人 日別米一升五合 塩不食」と見えるが、『延喜式』内匠寮式には「凡有可縫調之物者、

移大藏省、不限多少、受令宮人縫。」とある。令制当初から中務省内匠寮で縫調すべきものは大藏省へ送り、大藏宮人に縫わせていたのかもしれない。

一方『延喜式』掃部寮式によれば、「雑給料」のうち張席の端を縫い、細縄の麻を続く作業に「宮人」があたり、内侍を充てたとある。

張席一具、長二丈、広一尺二寸、麻料、長席二枚、曝布一端、生糸六両一分二銖、麻

一斤九両、縫続料十三兩、繩料十三兩、縫宮人單六人。(中略)

細縄、長功百五十丈、中功百丈、短功七十五丈、造鋪設所須高棚二枚、

隨破 刀子二枚、長針四枚、宮人日統麻八両。

右依前件、其縫席端并統麻宮人者、内侍充之。造作之間並給間食、

人別日白米八合、塩八撮、滓醬一合、四月一日申省受之。

この「宮人」は内侍司所属宮人と考えられるが、掃部寮が作業中に間食を支給していることから、宮人が内侍司から掃部寮まで出向いて作業を行っていた可能性もある。

また『正倉院文書』天平六年写経所用度帳(『大日本古文書』巻七)には、写経所の「盛所」、すなわち神への供物を調える場所で宮人三人がみえる。

同所で雇女が「扱菜」にあたっており、宮人も供え物を盛りつける役に従事したと考えられる。宮人三人で単口(のべ)九八四人とあるところから、一時的に派遣されたのではなく、ほぼ一年間にわたって写経所で労役し続けたことがわかる。

盛所宮人三口、単口九百八十四人

食米九斛七斗四合、四百五十八人別一升二合五百廿六人別八合

雇女四百八十六人、二百七十九人盛所撰業女功二百七人岡田燒炭所雇女功

米三斛八斗八升八合、人別八合

唐では罪を得て配没された女性のうち、縫作巧みな者が後宮に入れられ

て宮人とされたのであって(復原唐雜令54条)、司農寺に配属された者は

宮人とは呼ばれなかった。これに対して日本古代では、采女や氏女として貢進された女性のうち、後宮諸司や東宮に配属された者だけでなく、外廷官司である大藏省縫部司の縫女とされた者も宮人と称された。さらに宮人は写経所に置かれて盛所に奉仕し、また内侍司から掃部司に出向いて席端を縫い麻を続いだ。宮人の労働空間は宮内に限られなかったが、宮内での労役に従事することより、中央氏族や地方豪族から貢進されたという経緯が重視されたため、そのまま宮人と称されたのであろう。

このように日本で「宮人」とは、単に後宮という場所で労役に従事した女性を指すではなかった。考叙の対象となる仕官者、すなわち女王や有力官人の近親者、もしくは氏女や采女といった、もともと高い出身身分を持つ女性労働者のみを称したのであり、女丁はたとえ後宮諸司に配属されていても宮人とは区別された。また宮人の労働場所は宮内に限られず、大藏省に縫女として置かれたり、写経所盛所に奉仕したり、掃部寮に縫作に出向くなど、後宮外の労役に従うことも少なくなかった。すなわち古代日本の「宮人」とは、労働場所よりも、その出身身分で認識されていたのである。

おわりに

さて最後に労働空間として日唐後宮を比較した場合、なぜこのような違いが表れたかを考えてみたい。唐代後宮の宮人は皇帝家に使役される「掃除之隸」であり、⁽³⁸⁾六尚高官に任じられ高い品秩を授けられても、あくまで「家婢」にすぎなかった。⁽³⁹⁾唐代宮人が閉鎖的な環境に置かれていたのは、皇帝の独占的所有物と見なされていたからだと思う。たとえば太宗は離宮からの帰京中、県官舎で休憩していた宮人が県官属により他所へ移さ

れたのを聞き、「軽我宮人！」と怒ったが、太宗は宮人を自らの私的所有物と強く意識していたことがわかる。何千、何万名もの宮人を皇帝のみが閉鎖的環境下で独占的に所有し支配することは、中央集権的な皇帝の絶対的な権力を可視的に誇示するものであった。

これに対して日本では、宮人の上層部は皇族や中央有力官人、下層部は中央氏族や地方豪族から貢進された氏女・采女からなるが、そこには皇族や中央貴族、地方豪族まで、さまざまな支配層が天皇のもとに一同に集結し従っているという構図が表されているのだろう。宮外に配属された采女や氏女もいたが、中央氏族や地方豪族から貢進されたことが重視されたため、そのまま宮人と称されたのである。宮人は本人のみならず一族の地位も高められ、政治的な影響力をも発揮できたため、宮人として出仕することとは特権と見なされた。すなわち宮人として奉仕するかわりに、天皇からは名誉や利益が与えられるのであり、ここには天皇と皇族・貴族・地方豪族との相互互恵的な関係が示されている。

労働空間としての日唐後宮の違いは、もちろん奴婢制度や宦官の有無などの要因もあるだろうが、以上のような唐代皇帝と日本天皇との権力・權威の質の違いが根底に存在していたからといえるだろう。

なお日本古代の女官の位置づけの変遷を公卿の内裏侍候の面から考察された吉川真司氏によれば、従来女性のみが日常的に供奉していた内裏内郭に八世紀を通じて徐々に公卿以下の男性官人が日常的に出入りし侍候するようになり、八世紀後期に「開かれた内裏」が確立したとする⁶¹⁾。ただし本稿で明らかにしたように、日唐後宮を女性の労働空間として比較してみると、唐代後宮の労働空間が非常に閉鎖的な性格を有していたのに対し、日本後宮の労働空間には開放的な要素が極めて多かった。すなわち日本後宮とは、そこで働く女性の立場からすると、もともとかなり開放的な空間であったといえるのではないだろうか。

〔付記〕

本稿は平成二二年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)による研究成果の一部である。また二〇〇九年九月一九日に中国浙江省杭州市で開催された「東アジア文化交流―学術論争の止揚をめざして」国際シンポジウム(浙江工商大学日本文化研究所および関西大学文化交渉学教育研究拠点主催)において口頭報告した。

註

- (1) 「唐代宮人に関する一考察―日唐後宮比較研究にむけて―」(『総合女性史研究』二五号、二〇〇八年)、「唐代後宮における礼と法―『大唐開元礼』『大唐元陵儀注』を中心に―」(『中国史研究』五七号、韓国、二〇〇八年)。
- (2) 『大唐元陵儀注』の解釈は、金子修一他「大唐元陵儀注試釈(一)―『山梨大学教育人間科学部紀要』第三卷第二号、二〇〇二年、『同(二)』(『同』第四卷第二号、二〇〇三年)、『同(三)』(『同』第五卷第二号、二〇〇四年)、『同(四)』(『同』第六卷第二号、二〇〇五年)、『同(五)』(『同』第七卷第一号、同年)、『同(六)』(『國學院大學大学院紀要―文学研究科』第三八輯、二〇〇七年)、『同(七)』(『國學院大學文学部共同研究費シンポジウム『東アジア世界における王権の態様―陵墓・王権儀礼の視点から 報告書』同年)、『同(八)』(『國學院大學大学院紀要―文学研究科』第三九輯、二〇〇八年)、『大唐元陵儀注附祭註釈』(『國學院大學紀要』第四七卷、二〇〇九年)、『大唐元陵儀注試釈(十)』(『同』第四八卷、二〇一〇年)。また中国語による概説は、金子修一等『大唐元陵儀注』概説(『文史』二〇〇八年第四輯、中国)。

- (3) なお男性医学生の採用基準は「先取家伝其業、次取庶人攻習其術者為之」(復原唐医疾令1)であり、女医とは明確に異なる。
- (4) 宋若莘・若昭・若倫・若憲・若荀は貝州清陽出身で、節度使にその才を見いだされ、徳宗に召し出されて文章・経史の才を試され宮中に留まった(『旧唐書』卷五二・女学士尚宮宋氏伝)。
- (5) 唐代後宮への入宮経緯については、高世瑜『唐代婦女』(三秦出版社、西安、一九八八年。日本語翻訳版『大唐帝国の女性たち』岩波書店、一九九九年)参照。
- (6) 徒刑の場合は少府監での縫作に充てられた。『唐六典』卷六・尚書刑部「其心徒則皆配居作。(在京送將作監、婦人送少府監縫作。外州者……婦人亦留当州縫作及配春)」。少府監織染署は皇帝以下の冠冕の製作を行う部署。なお司農寺では外州での例のように配春に使役されたか。
- (7) 『唐六典』卷二二。
- (8) 『旧唐書』卷一九上・懿宗紀・咸通一三年(八七二)、卷一六・穆宗紀・長慶二年(八二二)、卷二二四・李師道伝。
- (9) 濱口重國『唐王朝の賤人制度』(東洋史研究会、一九六六年)第四章「唐法上の没官」参照。
- (10) 唐代女医の具体的な活動は史料に残されていない。その理由として程錦氏は、婢が女医となっても婢として使役されて官僚にはなれない点をあげ(「唐代女医制度考釈―以唐《医疾令》、女医条、为中心―」『唐研究』卷二二、二〇〇六年)、また李貞徳氏は女医への教育は口授によるため医療知識レベルが低く、特定分野に限定されていたため、芸業で名をあげるのが難しかったとする(『女人の中国医療史―漢唐之間的健康照顧与性別』第六章「女性医療者」、三民書局、二〇〇八年。初発表は一九九九年)。
- (11) 滝川政次郎氏は「奴婢漫稿」で「女医博士……の生徒はみな官戸、官奴婢なる賤民の女である。女医博士は、どうして賤しい身分の者を相手にしなければならなかったか。当時は産婆は血の穢れに触れる嫌な職業とされていたから、賤民の女の外には、女医になり手がなかったからである」と述べる(『律令賤民制の研究』、角川書店、一九六七年)。
- (12) 「令」の構成・表現・字句は細部に至るまで一致し、基本的にそっくりそのままの継受であり、(中略)日本令は医生・針生等の年令を三〜五歳若く設定し、後に新たに女医博士をおいた(池田温「唐令と日本令(五) 天一閣本「天聖令」残本(卷廿一〜卅) 管見―倉庫令・医疾令を中心として」、『創価大学人文論集』一九号、二〇〇七年)。
- (13) 玉井力「天平期における女官の動向について」(『名古屋大学文学部二〇周年記念論集』、一九六八年)、「光仁期における女官の動向について」(『名古屋大学文学部研究論集』)史学一七、一九七〇年)。
- (14) 『隋書』卷八一・東夷伝・倭国。
- (15) 『日本書紀』舒明天皇即位前紀。
- (16) 「詔曰。凡百寮諸人、恭敬宮人。過之甚也。或詣其門、謁己之訟。或捧幣以媚於其家。自今以後、若有如此者。隨事共罪之」(『日本書紀』天武一〇年(六八二)五月己卯詔)。
- (17) ほか須田春子『律令制女性史研究』(千代田書房、一九七八年)参照。
- (18) 『続日本紀』天平一四年五月二七日庚午条。
- (19) 『令集解』後宮職員令4内侍司条「伴問、女孺者本從何來女也。答、以采女并氏女補也」「古記云、女孺以采女・氏女・名仕等充」、職員令52采女司条「朱説、檢校采女等、謂此司為本司。可分配後宮十二司等也」。
- (20) 『令集解』後宮職員令15縫司条「此司无女孺者、氏女、采女、分配

諸司之外、皆惣在此司也」。なお『正倉院文書』天平一七年一〇月一八日縫殿寮解には、「縫殿寮解 申請公粮事、惣式伯伍拾陸人（常飯退采女四人、樵四人、廬守四人、今飯退采女一人、廬守一人）見定式伯肆拾式人（采女七十七人、樵七十八人、廬守七十七人、宮人五人、従一人、直丁二人、廝二人）」（『大日本古文書』巻二）と見えるが、この「宮人」は縫司に所属していた氏女を縫殿寮が掌握していたものであろう。松原弘宣「宮人」考 天智・天武朝の後宮について」（『続日本紀研究』一七一、一九七四年）参照。

(21) 角田文衛『日本の後宮』（学燈社、一九七三年）、寺内浩「女丁について」（『続日本紀研究』二七〇、一九九〇年）。

(22) 中務省式宮人時服条によれば、女丁時服が後宮十二司所属宮人と同じく内侍司によって申請・班給されている。「宮人時服。内侍司一百十人……内教坊未選女孺五十人……女丁……前件時服、夏四月二日、冬十月二日、内侍司具録人数并賜物色目移省。省造解文十日申官。官符下大藏省即内侍司請受、依件班給」。これについて寺内氏は註(21)論文で、女丁が配属された場所は後宮であり、女丁が一般官司で労役に従事した可能性はまずないとされた。ただし『延喜式』段階では「凡膳部仕丁・仕女等不仕之物者、充司中雜用」「四段仕丁担夫各二人衫料、二段膳部仕女等巾料」（内膳司式）、「凡仕女二人日功養物、勘納寮家充給」（縫殿寮式）、「凡諸国女丁者、省檢校分配諸司。其粮毎月准仕丁移民部省。（踐祚大嘗之時。抽出充造酒司。令春酒米）」（宮内省式）、「其春米女丁八人。（御并中宮各三人。東宮二人）各給衣服」（大炊寮式）、「新嘗会白黒二酒料……春稻仕女四人。……仕丁二人各庸布一段。……釀酒日給間食。（春稻女丁亦同。）其造酒者。米一石。（令女丁春官田稻）」（造酒司式）とあるように、後宮・中宮・東宮・齋院・齋宮など「宮」以外の場所でも縫作や春米にあたる女丁が存在

する。なお唐代にも罪を得た女性のうち、縫作の能がある者は掖庭宮のほか少作監にも入れられ、それ以外は司農寺で配春などに充てられた（註6）。

(23) 八世紀初頭には朝廷への相撲人貢進が年中行事化しており、七月七日節には天皇臨席のもと相撲が行われた。さらに国司・郡司は王公・卿相へも騎射・相撲に優れた者や力の強い者をさかんに貢上したため、ついには朝廷へ貢進すべき人材がいなくなるほどであったという（『続日本紀』神龜五年（七二八）四月辛卯条）。

(24) 『続日本紀』天平七年五月戊寅条。臂力婦女田は諸国に設置された（『別聚符宣抄』延喜一四年八月八日太政官符）。

(25) こうした「臂力婦女」を全国から貢進させたのは、日本後宮には宦官などの男手がおらず力仕事に携わる女性労働者が必要だった、という実用的な理由のほか、日本古代社会では男女問わず身体能力が優れた者を希求する風潮があったためと考えられ、「力女伝承」と貢進制度との関係も指摘されている（益田勝実「大力女譚の源流」、益田勝実の仕事」一、筑摩書房、二〇〇六年）。「力女伝承」としては、尾張国と美濃国の力女が力くらべをする話（『日本霊異記』、『今昔物語集』）、尾張国の力女が大力をもって国守を脅し夫の衣を取り返す話（『日本霊異記』、『今昔物語集』）、甲斐国相撲人の妹を人質に取った男が、妹の怪力を知って恐れをなし逃げ出す話（『今昔物語集』、『宇治拾遺物語』）、越前国相撲人が上京する途中、近江国の力女に力のつく食事を与えられて送り出された話（『古今著聞集』）などがある。

(26) 『続日本紀』養老六年一月甲戌条。

(27) 『平城京発掘調査出土木簡概報』二二・二五（奈良文化財研究所、一九九〇・一九九二年）。

(28) ただし女医が実際どのような医療業務にあたったかはほとんど明ら

かではない。すくなくとも平安中期以降の後妃の出産時には女医の関与は確認できず、助産役は女房が担っており、妊婦や周囲の女房に出産禁忌や助産知識を伝え出産後に賜禄にあずかるのも男性医官であった(勝浦令子「古代・中世前期出産儀礼における医師・医書の役割」、『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一、二〇〇八年)。唯一具体的に規定されている女医の仕事としては、『延喜式』典藥寮式に天皇および皇后が用いる白粉の作製に女医一四名が動員され、日ごとに飯・塩・滓醬・酒が支給されているのがみえる。

(29) 程錦註(10) 論文。

(30) 徐有富『唐代婦女生活与詩』(中華書局、二〇〇五年) 第三章宮女。

(31) 唐代前半に詠じられた「宮怨詩」の中の宮女は想像上のロマンチックなイメージであった。これが唐代後半になると現実の宮女が詠じられるようになり、中唐以後の詩人たちの間で「宮詞」を作ることが流行し、王建を筆頭として実際の宮中に取材した詩が世間に流布し、もてはやされた(詹滿江『李商隱研究』、汲古書院、二〇〇五年、第一部第四章「宮人斜—宮女への鎮魂歌—」、初発表は一九九九年)。王建は宦官王守澄から取材していたという(『雲谿友議』卷下・瑯琊忤)。

(32) 第一九首「殿前明日和和節、連夜瓊林散舞衣。伝報所司分蠟燭、監開金鎖放人歸。」第二〇首「五更三点索金車、尽放宮人出看花。仗下一時催立馬、殿頭先報内園家。」第四八首「新晴草色綠温暾、山雪初消漸出渾。今日踏青歸校晚、伝声留著望春門。」

(33) 鄭華達『唐代宮人釈放問題初探』(『中華文史論叢』五三、一九九四年)は高祖から懿宗まで計三〇回に及ぶ「出宮人」の原因を、(一) 釈宮人以省国用、(二) 放宮人以彰仁政、(三) 歸宮人以応水旱、に分類する。また斎藤功「出宮人」と李賀の詩(『立命館文学』五九八号、二〇〇七年)は、ほとんどの皇帝は即位前年から即位後四年目までの

間に宮人を放出しており、先代の遺した余剰人員を整理するためであると考えるほかはない、とする。

(34) 『旧唐書』卷一七下・文宗紀下・大和七年(八三三)、卷一七三・鄭覃伝。

(35) 「甲寅……出宮人七十二人置京城寺觀、有家者歸之」(『旧唐書』卷一五・憲宗本紀下・元和一〇年(八一五) 二月)、三月庚午、出宮女三百人于安国寺、又出掖庭教坊女樂六百人于九仙門、召其親族婦之(卷一四・順宗本紀・貞元二年(八〇五))。

(36) 王建「送宮人入道」(『全唐詩』卷三〇〇)、張籍「送宮人入道」(卷三八四)、白居易「吹笙内人出家」(卷四六二)、李商隱「和韓録事送宮人入道」(卷五四〇)に詠まれている。詹滿江註(31)書、第二章「旧宮人を詠じた詩」、第三章「宮人の入道を見送る詩」参照。

(37) 『旧唐書』卷五七・張長遜伝、卷六九・李君羨伝。

(38) ほかに寶鞏「宮人斜」(『全唐詩』卷二七二)、權德輿「宮人斜絶句」(卷三二五)、羊士諤「和李都官郎中經宮人斜」(卷三三三)、雍裕之「宮人斜」(卷四七二)、杜牧「宮人塚」(卷五二四)、孟遲「宮人斜」(卷五五七)、陸龜蒙「宮人斜」(卷六二九)がある。詹滿江註(31)書第一部第四章「宮人斜—宮女への鎮魂歌—」参照。

(39) 愛宕元「唐代における後宮の女性たち」(『京都大学総合人間学部紀要』九号、二〇〇二年)。

(40) 註(13) 玉井論文。

(41) 「其国授刀・兵衛・衛士及位子・帳内・資人并防閑・仕丁・采女・仕女、如此之類、皆悉放還。」(『続日本紀』閏四月乙丑条)。

(42) 『続日本紀』六月庚午条。

(43) 磯貝正義「郡司及び采女制度の研究」第二編「采女制度の研究」(吉川弘文館、一九七八年。初発表は一九五八年)によれば采女は、「か

つては、地方国造等の大和政権に対する忠誠の保証として貢進せられ、大化改新においてはその後裔たる郡領の国家官僚への転身の保証として貢進を義務付けられた⁽⁴⁷⁾が、位階の昇叙を受け、高位の後宮職員へも昇進でき、一族も貴姓を賜姓される例があったことから、「采女貢進制は本来の義務的賦役的なものから特権的官人的なものに転化し」、世襲が普遍化するまでになったという。

(44) 『類聚符宣抄』巻七・采女、天曆元年(九四七) 二月二十八日太政官符。

(45) 『万葉集』巻四「安貴王、娶因幡八上采女。……於時勅断不敬之罪、退却本郷焉」。

(46) 『日本書紀』天武天皇二年(六七三) 五月乙酉朔。

(47) 「凡貢氏女、……無配偶者、或貢後適人、必令貢替。」(『類聚国史』巻四〇・采女)。

(48) 『令義解』賦役令38仕丁条「凡仕丁者、……三年一替……(謂、……其女丁相替年限、一同仕丁也)」。

(49) また教坊妓女の名称でもあった(岸辺成雄『唐代音楽の歴史的研究』上巻楽制篇、東京大学出版会、一九六〇年)。

(50) 「開元・天宝中、長安大内・大明・興慶三宮、皇子十宅院・皇孫百孫院、東都大内・上陽兩宮、大率宮女四万人、品官黄衣已上三千人、衣朱紫者千余人」(『旧唐書』巻一八四・宦官伝・序言)。

(51) 『旧唐書』巻五二・后妃伝下・肅宗章敬皇后吳氏伝。

(52) 拙稿註(1)「唐代宮人に関する一考察」。

(53) ほかに、五位以上の内命婦に対し六位以下を宮人とする用例などもある。玉井註(13)論文、松原註(20)論文、野村忠夫・原奈美子「律令宮人制についての覚書―「宮人」と「女官」―」(『続日本紀研究』一九二、一九七七年)参照。

(54) 「頭一人、掌女王及内外命婦宮人名帳、考課(謂内侍以下十二司之考課、即本司録上日行事、送於此寮。寮定考第。申中務省、以内侍司無男官故也。其縫女・采女等考者、本司校定、直送中務。不由此寮也)」(『令義解』職員令8縫殿寮条、「春宮坊……大夫一人、掌吐納啓令、宮人名帳、考叙、宿直事」(東宮職員令2春宮坊条)。

(55) ほか『延喜式』には「縫手宮人」(齋院司式)が見える。

(56) 彭麗華「唐・日《宮繕令》・《必須女功》条研究―兼論此条不行於宋代的原因」(『唐研究』巻一四、二〇〇八年)。

(57) 「諸宮造雜作、必須女功者、皆令諸司戸奴婢等造。其応供奉之物、即送掖庭局供。若作多、及軍国所用、量請不濟者、奏聽処分。……」(復原唐宮繕令18条)。

(58) 「宮人、皇后掃除之隸」(『旧唐書』巻七一・魏徵伝)。

(59) 「舒王元名、高祖第十八子也。年十歲時、高祖在大安宮、太宗晨夕使尚宮起居送珍饌、元名保傅等謂元名曰『尚宮品秩高者、見宜拜之。元名曰『此我二哥(太宗)家婢也、何用拜為?』」(『旧唐書』巻六四・舒王元名伝)。

(60) 『旧唐書』巻七一・魏徵伝。

(61) 吉川真司「律令国家の女官」(『律令官僚制の研究』所収、塙書房、一九九八年。初発表は一九九〇年)。